



＼ 遠賀町難聴者補聴器購入費助成事業 ／

補聴器の購入費を 助成します

上限 30,000 円



対象者

1～5の要件をすべて満たす人

- 1 申請時に満40歳以上で、町内に住所を有し、現に居住している
- 2 聴覚障がいの身体障害者手帳を交付されていない
- 3 補装具費の支給を受けていない
- 4 耳鼻咽喉科の医師により補聴器の必要性を認める意見書を書いてもらうことができる
- 5 過去に本事業の助成金を受けていない

助成金額

補聴器購入費用額
上限30,000円

購入した補聴器の費用が…

30,000円未満の場合

補聴器代……20,000円
助成額……20,000円

30,000円以上の場合

補聴器代…100,000円
助成額 …… 30,000円

手続きの流れ

聴こえづらいなと思ったら、町に相談する

1

遠賀町役場 福祉課 障がい者支援係までご相談ください。
助成の対象となるか確認し、申請書類一式を受け取ります。

耳鼻咽喉科を受診し、補聴器業者から見積をもらう

2

耳鼻咽喉科を受診し、医師意見書を書いてもらいます。
意見書の作成料は自己負担です。
補聴器専門店で、補聴器の見積書をもらいます。



町に申請し、交付決定を受ける

3

福祉課に申請書類一式を提出し、町の交付決定を受けます。
申請の際にアンケートも提出します。
交付決定前に補聴器を購入した場合、助成対象となりません。

補聴器を購入する

4

補聴器専門店で補聴器を購入します。
専門店で上手に使うためのアドバイスを受けましょう。

補聴器の領収書を添付して、町に請求する

5

領収書、振込先口座の写しを添付し、福祉課に請求書を提出します。後日、指定した口座に助成金が振り込まれます。
購入3カ月後に、再度アンケートを提出してください。

遠賀町役場 福祉課 障がい者支援係
TEL 093-293-1296 FAX 093-293-0806
E-mail fukushi@town.onga.lg.jp

